

○通信委員会

・内閣提出法律案（九件）

番号	件名	先議院	提出日	参議院	衆議院	備考
44	簡易保険郵便年金福祉事業団法の一部を改正する法律案	衆	四、一六	四、一六 可決 六、五	四、一六 可決 六、七	
43	簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案	参	四、一六	五、二二 可決 六、五	四、一六 可決 六、七	
42	簡易生命保険法の一部を改正する法律案	参	四、一六	四、一六 可決 六、五	四、一六 可決 六、七	
39	放送法及び電波法の一部を改正する法律案	衆	四、一〇	四、一〇 可決 六、一九	四、一〇 可決 六、二〇	
38	簡易郵便局法の一部を改正する法律案	衆	四、一〇	四、一〇 可決 六、一九	四、一〇 可決 六、二〇	
31※	特定通信・放送開発事業実施円滑化法案	衆	三、二〇	三、二〇 可決 六、一二	三、二〇 可決 六、一三	
3	通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案	衆	二、二八	二、二八 可決 三、二九	二、二八 可決 三、二九	

通信

番号	件名	院議先	提出日	委員会付託	委員会議決	本院議決	衆議院	衆議院	衆議院	備考
55	郵便貯金法の一部を改正する法律案	衆	二、 四、一九	二、 四、一九 (子)	二、 六、二二	二、 六、三三	二、 四、一九	二、 六、一四	二、 六、一五	
60	郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律案	々	四、二四	四、二四 (子)	六、二二	六、三二	四、二四	六、一四	六、一五	

国会の承認を求めるの件(一件)

番号	件名	院議先	提出日	委員会付託	委員会議決	本院議決	衆議院	衆議院	衆議院	備考
2	放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件	衆	二、 三、二〇	二、 三、二二 (子)	二、 三、三〇	二、 三、三〇	二、 三、二〇	二、 三、二八	二、 三、二八	

NHK決算(二件)

件名	提出日	委員会付託	委員会議決	本院議決	衆議院	衆議院	衆議院	備考
日本放送協会昭和六十二年財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	元、一、二七 (第百十四回国会)	二、 二、二七			二、 三、一			第百十四回国会 第百十五回国会 第百十六回国会 第百十七回国会 未了
日本放送協会昭和六十二年財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	二、一、一九 (第百十七回国会)	二、 二、二七			三、一			第百十七回国会 未了

通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案（閣法第三号）

### 要旨

本法律案は、地形その他の自然的条件等によりテレビ放送を視聴できない難視聴地域において日本放送協会の衛星放送の普及を図るため、通信・放送衛星機構（以下「機構」という。）に衛星放送受信対策基金を設け、衛星放送受信設備を設置する者に対し助成金を交付する業務を行わせるために、所要の規定を整備しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、機構は、当分の間、従来の業務のほか、難視聴地域において日本放送協会の衛星放送を受信することのできる受信設備を設置する者に対し助成金を交付する業務等を行うこととする。

二、機構は、一の業務に必要な経費の財源をその運用によって得るため、政府の全額出資により、衛星放送受信対策基金を設ける。

### 委員長報告

ただいま議題となりました通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案につきまして、通信委員会における審査

の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、地形その他の自然的条件等によりテレビジョン放送の受信が困難な難視聴地域において日本放送協会の衛星放送の普及を図るため、通信・放送衛星機構に衛星放送受信対策基金を設け、衛星放送受信設備を設置する者に対し助成金を交付する業務を行わせるために、所要の規定を整備しようとするものであります。

委員会におきましては、辺地難視聴地域の現状及びその解消策、衛星放送受信対策基金の創設に至る経緯、通信・放送衛星機構に助成業務を行わせる理由等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

特定通信・放送開発事業実施円滑化法案（閣法第三二号）

### 要旨

本案は、特定通信・放送開発事業の実施の円滑化に必要な措置を講ずること等により、電気通信による情報の円滑

な流通を促進し、もって我が国における情報化の均衡ある発展を図ろうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、特定通信・放送開発事業の事業類型

特定通信・放送開発事業を通信・放送新規事業、地域通信・放送開発事業及び通信・放送共同開発事業の三類型とする。

#### 二、実施指針の策定

郵政大臣は、全国及び地域における電気通信による情報の円滑な流通の促進、特定通信・放送開発事業の内容及び実施方法等に関して実施指針を定める。

#### 三、実施計画の認定

通信・放送新規事業又は通信・放送共同開発事業を実施しようとする者は、その実施計画が適当である旨の郵政大臣の認定を受けることができる。

#### 四、通信・放送衛星機構の業務の追加

通信・放送衛星機構の業務として、郵政大臣の認定を受けた実施計画に係る資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入れについての債務保証、通信・放送新規事業の実施に必要な資金の出資、地域通信・放送開発事業の実施に必要な資金の貸し付けについての利

子補給金の支給、通信・放送事業分野に関する情報の提供等の業務を追加する。

#### 五、社債発行限度の特例

郵政大臣の認定を受けた特定通信・放送開発事業の実施のために発行する新株引受権付社債については、商法に定められている限度を超えて募集することができる。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました特定通信・放送開発事業実施円滑化法案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法案は、社会経済の情報化の進展に伴い、国民経済及び国民生活における情報の流通の重要性が増大していることにかんがみ、特定通信・放送開発事業の実施に関する指針の策定及び実施計画の認定等について定めるとともに、通信・放送衛星機構の業務に特定通信・放送開発事業の実施を支援する業務を追加する措置を講ずること等により、電気通信による情報の円滑な流通の促進を図り、もって我が国における情報化の均衡ある発展を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、特定通信・放送開発事業の類型

ごとに支援措置が異なる理由、地域の情報化推進のための人材育成策、本法案と既存のテレトピア構想の支援措置との関連、通信・放送衛星機構に支援措置を行わせる理由等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山中郁子委員より、本法案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法案は、多数をもって、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

#### 簡易郵便局法の一部を改正する法律案（閣法第三八号）

##### 要旨

本法律案は、大都市において郵便局の設置が著しく困難になつている社会経済情勢の推移にかんがみ、経済的に、郵政事業の役務の一層の普及を図るため、郵政窓口事務を委託することができる場合を拡大するとともに、受託者の資格を追加すること等を行おうとするものである。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、簡易郵便局法の一部を改正する法律案は、大都市において、郵便局の設置が著しく困難になつてきている社会経済情勢の推移にかんがみ、経済的に、郵政事業の役務の一層の普及を図るため、郵政窓口事務を委託することができる場合を拡大するとともに、受託者の資格を追加すること等を行おうとするものであります。

委員会におきましては、簡易郵便局の設置方針、郵便物増加に伴う業務運行対策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、松前理事より、三項目からなる附帯決議案が提出され、全会一致をもって、本委員会の決議とすることに決しました。

次に、放送法及び電波法の一部を改正する法律案は、テレビジョン放送の受信障害対策の円滑な実施に資するため受信障害対策中継放送に関する規定を整備し、あわせて、ファクシミリ方式によるテレビジョン多重放送の実用化に

伴い、テレビジョン多重放送に関する規定を整備しようとするものであります。

委員会におきましては、受信障害の現状及び解消方策、受信障害対策中継放送の導入目的、多重放送の動向等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

放送法及び電波法の一部を改正する法律案（閣法第三九号）

#### 要旨

本案は、テレビジョン放送の受信障害対策の円滑な実施に資するため受信障害対策中継放送に関する規定を整備し、また、ファクシミリ方式によるテレビジョン多重放送の実用化に伴いテレビジョン多重放送に関する規定を整備しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、受信障害対策中継放送

放送事業者の定義から受信障害対策中継放送を行う放送局の免許を受けた者を除くこととし、また同者が行う

放送等について、本法の適用に関し、必要な規定を整備すること。

#### 二、テレビジョン多重放送

テレビジョン多重放送に係る補完利用努力義務の及ぶ範囲をテレビジョン放送及びテレビジョン文字多重放送またはテレビジョン音声多重放送を行う者に限定する。

#### 委員長報告

前ページ参照

簡易生命保険法の一部を改正する法律案（閣法第四二号）

#### 要旨

本法律案は、最近における社会経済情勢の推移及び保険需要の動向にかんがみ、簡易生命保険及び郵便年金の一元化並びに加入者に対する保障内容の充実を図るため、郵便年金制度を簡易生命保険制度に統合するとともに、保険金及び年金の保障を一体として提供する生涯保障保険を創設しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、簡易保険と郵便年金の制度の統合

① 簡易生命保険法に、郵便年金に相当する年金保険を設けること。

② 年金の加入限度額等は、郵便年金法と同様のものとする。

③ 郵便年金の各制度を簡易保険の制度に一元化し、保険料等の用語を統一すること。

## 二、生涯保障保険の創設

保険金及び年金の保障を一体として提供する簡易生命保険の制度を創設すること。

## 三、その他の改正

① 従来の簡易保険の商品から生涯保障保険へ変更できるようにする等保険契約の変更の制度を整備すること。

② 郵便年金法は廃止し、郵便年金、郵便年金事業、郵便年金法等の語句を用いている関係法律について所要の改正を行うこと。

## 四、施行期日

本法律は、平成三年四月一日から施行すること。

## 委員長報告

ただいま議題となりました三法律案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、簡易生命保険法の一部を改正する法律案は、加入者に対する保障内容の充実等を図るため、郵便年金制度を簡易生命保険制度に統合するとともに、保険金及び年金の保障を一体として提供する簡易生命保険の制度を創設する等の改正を行うものであります。

次に、簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案は、加入者の利益を増進するため、簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金をもって取得した債券を金融機関等に貸し付けることができるようにするものであります。

次に、簡易保険郵便年金福祉事業団法の一部を改正する法律案は、簡易保険郵便年金福祉事業団の適切かつ能率的な業務の遂行に資するため、同事業団の委託によりその業務の一部を行う事業に同事業団が出資することができるようにするものであります。

委員会におきましては、三法律案を一括して審査し、簡易生命保険と郵便年金の果たす役割、生涯保障保険の創設の意義、簡保と郵便年金の加入限度額の引き上げ、積立金の運用制度の改善、債券貸し付けの安全性、新型加入者ホームの入居基準等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案について日本共産党を代表して山中委員より反対の旨の意見が述べられました。

続いて採決を行ったところ、簡易生命保険法の一部を改正する法律案については、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案については、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

簡易保険郵便年金福祉事業団法の一部を改正する法律案については、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第四三号）

#### 要旨

本法律案は、金融・経済環境の変化に適切に対応し、資金の一層の効率的運用を図ることにより、簡易生命保険及

び郵便年金の加入者の利益を増進するため、簡易生命保険及び郵便年金の積立金をもって取得した債券を金融機関等に貸し付けることができるようにするものである。

#### 委員長報告

前ページ参照

簡易保険郵便年金福祉事業団法の一部を改正する法律案（閣法第四四号）

#### 要旨

本法律案は、簡易生命保険及び郵便年金の加入者の福祉の増進を図り、簡易保険郵便年金福祉事業団の適切かつ能率的な業務の遂行に資するため、同事業団の委託により簡易生命保険及び郵便年金の加入者福祉施設に係る業務を行う事業のうち政令で定める事業に同事業団が出資することができるようにするものである。

#### 委員長報告

前ページ参照



郵便貯金法の一部を改正する法律案（閣法第五五号）

要旨

本法律案は、郵便貯金の金融自由化対策資金の一層の有  
利運用を図ることにより、金融自由化に適切に対応した郵  
便貯金事業の健全な経営の確保に資するため、同資金をも  
って取得した債券を金融機関等に貸し付けることができる  
ように改正を行おうとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして逓信委  
員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、郵便貯金法の一部を改正する法律案は、金融自由  
化に適切に対応した郵便貯金事業の健全な経営の確保に資  
するため、金融自由化対策資金をもって取得した債券を金  
融機関等に貸し付けることができるようにするものであり  
ます。

次に、郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附  
の委託に関する法律案は、民間の発意に基づく開発途上に  
ある海外の地域の住民の福祉の向上に寄与する等のための  
援助の充実に資するため、郵便貯金の預金者がその利子の

寄附を郵政大臣に委託する制度を実施しようとするもので  
あります。

委員会におきましては、二法律案を一括して審査し、債  
券貸付と金融自由化対策資金の運用対象の多様化、金利自  
由化と郵便貯金金利の在り方、国際ポランティア貯金制度  
の創設の意義と役割、寄附金充当分の利子について非課税  
の早期実施、寄附金の配分の在り方等の諸問題について質  
疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願  
います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、二法律案につ  
いて日本共産党を代表して山中委員より反対の旨の意見が  
述べられました。

続いて、順次採決の結果、いずれも多数をもって原案ど  
おり可決すべきものと決定いたしました。なお、二法律案  
について、松前理事より、附帯決議案が提出され、いずれ  
も多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしま  
した。

以上御報告申し上げます。

郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関  
する法律案（閣法第六〇号）

## 要旨

本法律案は、民間の発意に基づく開発途上にある海外の地域の住民の福祉の向上に寄与する等のための援助の充実に資するため、郵便貯金の預金者がその利子の寄附を郵政大臣に委託する制度を実施しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

### 一、利子の寄附委託

通常郵便貯金の預金者は、その利子の全部又は一部を民間の海外援助事業を行う団体に寄附することを郵政大臣に委託することができること。

### 二、寄附金の処理

1 郵政大臣は、委託があつた通常郵便貯金について、利子を元金に加えようとするごとに、その利子から、寄附の委託に係る部分を控除すること。

2 郵政大臣は、寄附金の配分を希望する民間の海外援助事業を行う団体を公募し、その申請を受けた上、寄附金の配分団体及び配分金額を決定し、その内容を公示すること。

3 郵政大臣は、配分団体及び配分金額を決定するには、関係行政機関の長と協議し、かつ、政令で定める審議会に諮問しなければならないこと。

4 郵政大臣は、配分団体に対し、配分金の使途について監査をするものとする。

5 郵政大臣は、配分団体がその事業の全部又は一部を行わない等のときは、配分金の全部又は一部の返還を求めものとする。

### 三、施行期日

本法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

### 委員長報告

前ページ参照

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めの件（閣承認第二号）

### 委員長報告

ただいま議題となりました承認案件につきまして、逓信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本件は、日本放送協会の平成二年度収支予算、事業計画及び資金計画について国会の承認を求めようとするものであります。

収支予算についてその概要を申し上げます。受信料額につきまして、今後五カ年の経営計画のもとに、四月から現行のカラー契約を千三百七十円に、衛星カラー契約を二千三百円に、それぞれ改定するなどとしております。

一般勘定事業収支におきましては、事業収入四千八百四十五億九千万円、事業支出四千四百八十億四千万円となっており、この事業収支差金三百六十五億五千万円のうち百五十億九千万円を債務償還に充て、残余の二百十四億六千万円を翌年度以降の財政安定のための繰越金とすることとしております。

事業計画におきましては、その重点を公正な報道と豊かな放送番組の提供、衛星放送の普及促進、国際放送の受信改善、新受信料額の早期定着などに置いております。

なお、本件にはおおむね適当である旨の郵政大臣の意見が付されております。

委員会におきましては、経営計画の妥当性、受信料額改定の根拠、衛星放送の普及促進策などの諸問題について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山中委員から反対する旨の意見が述べられました。討論を終わり、採決の結果、本件は賛成多数をもって承

認すべきものと決定いたしました。

なお、本件に対し松前理事より、放送の不偏不党の堅持、経営委員会の機能の充実など七項目から成る附帯決議案が、提出され、本委員会の決議とすることに決しました。

以上、御報告申し上げます。